

○亀山市議会政務活動費の交付に関する規則

平成17年1月21日

議会規則第3号

改正 平成25年2月28日議会規則第2号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年亀山市条例第5号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25議会規則2・一部改正)

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、政務活動費交付申請書(様式第1号)を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(平25議会規則2・一部改正)

(交付決定)

第3条 市長は、前条の規定により政務活動費交付申請書の提出があったときは、当該会派について交付すべき政務活動費の額を決定し、政務活動費交付(変更)決定通知書(様式第2号)により当該会派の代表者に通知するものとする。

(平25議会規則2・一部改正)

(変更交付申請等)

第4条 会派の代表者は、第2条の規定により申請した事項に変更が生じた場合において、当該変更が前条の規定により決定された政務活動費の額の変更に係るものにあつては政務活動費変更交付申請書(様式第3号)、その他の変更に係るものにあつては政務活動費交付申請事項変更届(様式第4号)を議長を経由して市長に提出しなければならない。ただし、会派を解散した場合にあつては、会派解散届(様式第5号)を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(平25議会規則2・一部改正)

(変更交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により政務活動費変更交付申請書の提出があったときは、政務活動費交付(変更)決定通知書により変更後の政務活動費の額を当該会派の代表者に通知するものとする。

(平25議会規則2・一部改正)

(交付請求)

第6条 第3条及び前条の規定による通知を受けた会派の代表者は、政務活動費の交付日の10日前までに政務活動費交付請求書(様式第6号)を議長を経由して市長に提出するものとする。

(平25議会規則2・一部改正)

(収支報告書)

第7条 条例第8条第1項の報告書は、政務活動費収支報告書(様式第7号)によるものとする。

(平25議会規則2・一部改正)

(収支報告書の写しの送付)

第8条 議長は、条例第8条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(返還命令書)

第9条 条例第9条第2項の規定による命令は、政務活動費返還命令書(様式第8号)により行うものとする。

(平25議会規則2・一部改正)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日議会規則第2号)

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

年 月 日

亀山市長 様  
(亀山市議会議長経由)

会 派 名 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_ (印)

亀山市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会 派 の 名 称 \_\_\_\_\_
- 2 会派結成年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 代 表 者 名 \_\_\_\_\_
- 4 経 理 責 任 者 名 \_\_\_\_\_
- 5 所 属 議 員 数 \_\_\_\_\_ 人 ( 月1日現在)
- 6 交付申請額( \_\_\_\_\_ 年度分) \_\_\_\_\_ 円

様式第2号(第3条、第5条関係)

政務活動費交付(変更)決定通知書

第 号  
年 月 日

(会派代表者氏名)  
様

亀山市長 

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、亀山市議会政務活動費の交付に関する規則第3条(第5条)の規定により通知します。

記

\_\_\_\_\_年度政務活動費(年額) \_\_\_\_\_円

様式第3号(第4条関係)

政務活動費変更交付申請書

年 月 日

亀山市長 様  
(亀山市議会議長経由)

会 派 名 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_ (印)

亀山市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

区 分	新	旧	変 更 年 月 日
会 派 の 名 称			年 月 日
代 表 者 名			年 月 日
経 理 責 任 者 名			年 月 日
所 属 議 員 数	人	人	年 月 日
交付申請額( 年度分)	円	円	年 月 日

様式第4号(第4条関係)

政務活動費交付申請事項変更届

年 月 日

亀山市長 様  
(亀山市議会議長経由)

会 派 名 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_ (印)

亀山市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

区 分	新	旧	変 更 年 月 日
会 派 の 名 称			年 月 日
代 表 者 名			年 月 日
経 理 責 任 者 名			年 月 日

様式第5号(第4条関係)

会 派 解 散 届

年 月 日

亀山市長 様  
(亀山市議会議長経由)

会 派 名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

亀山市議会政務活動費の交付に関する規則第4条ただし書の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散会派の名称 \_\_\_\_\_
- 2 会派の解散年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

様式第6号(第6条関係)

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

年 月 日

亀山市長 様  
(亀山市議会議長経由)

会 派 名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた政務活動費について、亀山市議会政務活動費の交付に関する規則第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求の額 金 \_\_\_\_\_ 円  
ただし、交付変更決定に係る場合は、追加請求額
- 2 所属議員数 \_\_\_\_\_ 人

様式第7号（第7条関係）

政務活動費収支報告書

平成 年 月 日

亀山市議会議長 様

会 派 名  
経理責任者 \_\_\_\_\_ ㊞

亀山市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり平成 年度政務活動費について収支報告書を提出します。

記

1 収 入 政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

項 目	金 額	主たる支出の内訳
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

様式第8号(第9条関係)

政 務 活 動 費 返 還 命 令 書

第 号  
年 月 日

(会派代表者氏名)  
様

亀山市長 

年 月 日付で交付した政務活動費の残余金について、亀山市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 返還期限 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 理由

様式第1号(第2条関係)

(平25議会規則2・一部改正)

様式第2号(第3条、第5条関係)

(平25議会規則2・一部改正)

様式第3号(第4条関係)

(平25議会規則2・一部改正)

様式第4号(第4条関係)

(平25議会規則2・一部改正)

様式第5号(第4条関係)

(平25議会規則2・一部改正)

様式第6号(第6条関係)

(平25議会規則2・一部改正)

様式第7号(第7条関係)

(平25議会規則2・全改)

様式第8号(第9条関係)

(平25議会規則2・一部改正)